

令和 8 年度

教育・保育給付認定及び保育施設等入所申込について

1. 保育所等の教育・保育給付認定申請・入所申込ができる方

(1) 小学校就学前のお子さんで(原則生後 4 ヶ月以上)、保護者が次のような状況にあり、保育所等での保育を必要とする場合に利用することができます。

保育の 必要な理由	具体的な保護者の状況	利用期間
就労	月 48 時間以上就労している、又は就労の予定がある	就労をしている期間
妊娠・出産	妊娠中や出産後まもない	出産予定日の 3 ヶ月前から産後 6 ヶ月
疾病等	保護者が病気、負傷、身体や精神に障がいがある	療養等に必要な期間
介護等	同居親族を常時介護、または看護している	介護・看護に必要な期間
災害復旧	災害を受け、家屋の復旧等にあたっている	必要な期間
求職活動	求職活動を行っている	仕事を始めるまで(最長 3 ヶ月) ※同一年度に <u>1 度しか</u> 利用できません
就学	学校や職業訓練校等に通っている	在学期間
育児休業中の 継続入所	育児休業開始前に入所している児童について、当該育児休業の間も引き続き入所が必要と認められる場合	育児休業中の期間 ※出生したお子様の 1 歳のお誕生日月までとなります。(最長 1 歳に達する日の属する月末)
その他	親のいない家庭、起業準備、多子・多胎児(0~2 歳児)の育児等	必要な期間

※保育の必要な理由に変更が生じる場合は、事前に届出が必要となります。

利用可能な時間及び保育料に変更が生じるため、必ず健康・子育て支援課、又は通園中のこども園へ相談してください。

(2) 広域入所について

広域入所とは居住している市町村外の施設を利用する制度です。

九重町に居住していて、他市町村の施設を利用する「広域委託」は、保護者の就労先が九重町外の場合のみ対象となります。

2.教育・保育給付認定の申請について

(1) 教育・保育給付認定とは

平成 27 年度から開始された「子ども子育て支援新制度」では、保育所等の利用にあたって、保育の必要性の認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定に係る通知書は、入所希望月の審査後、九重町から送付します。

(2) 教育・保育給付認定の種類

認定区分	対象児童	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	幼稚園※1、認定こども園 ※2
2号認定	満3歳以上で保護者の労働等により保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の労働等により保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園 小規模保育事業等

※1 幼稚園では、園ごとに受入年齢が異なります。入園を希望する園にご確認下さい。

※2 九重町内のこども園では、年度はじめ時点の年齢が3～5歳の児童の受入ができます。

(3) 保育標準時間と保育短時間

2号認定又は3号認定を受ける方は、保育の必要量によって「保育標準時間」又は「保育短時間」に区分されます。

保育必要量	利用可能な時間
保育標準時間	7:30～18:30 (最長 11 時間)
保育短時間	8:00～16:00 (最長 8 時間)

※保育必要量の変更（保育標準時間⇔保育短時間）については、子ども子育て支援法第 20 条第 3 項の規定により、月単位での変更しか認められません。就労が決まったとき等、変更が必要な場合は、変更希望月の前月までに「子ども・子育て支援 認定等変更申請書」の提出をお願いします。

各事由別の認定基準

保育の 必要な理由	保育必要量		認定の基準
	標準	短	
就労	○	○	保育標準時間：月 120 時間以上の就労 保育短時間：月 48～120 時間未満
妊娠・出産	○	○	保育標準時間：産前 3 ヶ月～産後 8 週経過 保育短時間：産後 8 週経過（翌月）～産後 6 ヶ月
疾病等	○	○	保護者の希望による
介護等	○	○	保護者の希望による
災害復旧	○	○	保護者の希望による
求職活動	—	○	保育短時間
就学	○	○	保護者の希望による
育児休業の 継続入所	—	○	保育短時間
その他	○	○	保護者の希望による ※多子・多胎児の育児のため：保育短時間

※父母で保育必要量が「保育標準時間」と「保育短時間」とで異なる場合は、「保育短時間」の認定となります。ただし、就労の終わる時間が 16 時以降で月 10 日以上ある場合は、「保育標準時間」にすることも可能です。

※この他にも状況によって、保育必要量が変わる場合があります。詳しくは健康・子育て支援課へご相談ください。

(4) 教育・保育給付認定の有効期間について

3～5 歳のお子さん：卒園予定年度の 3 月 31 日まで

0～2 歳のお子さん：3 歳になる日の前々日（2 号認定に切替わるため）

※3 歳を迎えた日以降は自動的に 2 号認定に切替わります。

3. 入所申込から保育所等入所まで

(1) 入所申込受付期間

受付期間：入所希望月の前月の1日から14日まで（14日が休日の場合は翌開庁日）

例）10月1日入所希望⇒9月1日から9月14日までが受付期間

※育児休業からの復帰による申請の場合

1日から15日に復職 ⇒ 復帰月の1ヶ月前から入所可能

16日から月末までに復職 ⇒ 復帰月から入所可能

※4月に復職予定の方については、復帰月が1日から15日であっても4月1日入所となります

令和8年度入所選考等日程

入所希望月	入所選考日	提出期間
令和8年5月	令和8年4月15日	令和8年4月1日～14日
令和8年6月	令和8年5月15日	令和8年5月1日～14日
令和8年7月	令和8年6月16日	令和8年6月1日～15日
令和8年8月	令和8年7月15日	令和8年7月1日～14日
令和8年9月	令和8年8月17日	令和8年8月3日～14日
令和8年10月	令和8年9月15日	令和8年9月1日～14日
令和8年11月	令和8年10月15日	令和8年10月1日～14日
令和8年12月	令和8年11月17日	令和8年11月2日～16日
令和9年1月	令和8年12月15日	令和8年12月1日～14日
令和9年2月	令和9年1月15日	令和9年1月4日～14日
令和9年3月	令和9年2月16日	令和9年2月1日～15日

※町外の保育所等を希望される方は、上記では締切に間に合わない場合があります。必ず 事前に施設のある市町村の締切日をご確認下さい。町外の保育所等の入所選考は、施設の所在地の市町村が行いますので選考結果のお知らせ時期が前後することがあります。ご了承ください。
※必要書類がすべてそろってからの受理になります。不備等がある場合は、受理できませんのでご注意ください。

(2) 入所申込に必要な書類について

①施設型給付費・地域型保育給付費等保育給付認定申請書及び認定こども園・保育所・幼稚園入園申込書

②入所申込に関する確認書

③家庭で保育ができないことを証明する書類（父・母それぞれ必要）

※保育部分利用者に限る

保育の必要な理由	必要な書類
就労	就労証明書（就労予定含む）
妊娠・出産	母子手帳の写し
疾病等	医師の診断書（保育ができない理由と治癒見込期間を記入しているもの）
介護等	身体障害者手帳・精神障害者保険福祉手帳・療育手帳の写し 介護申立書
災害復旧	り災証明書の写し
求職活動	就労証明書を提出する誓約書
就学	在学証明書等

※この表の他にも、必要に応じて証明書等をお願いする場合があります。

④個人番号カード又は通知カード （同居されている方全員分必要）

※通知カードの場合は、窓口に来られた方の本人確認ができる書類が必要となります。

(3) 入所選考

- ・保育の必要性が高い順に入所決定をします。
- ・入所できる基準に該当しない場合や定員以上の申込みがあった場合等により、ご希望に添えないことがあります。
- ・入所希望月が年度途中になるほど、保育所等の受け入れ人数に余裕がなくなり、ご希望に添えないことが多くなります。

(4) 保育所等入所

- ・入所当初は、保育所等に無理なくなじめるように「スタート保育」(ならし)を行いますので、早めのお迎えが必要となります。
- ・入所申込後、入所決定後に就労先や、保育の必要な理由に変更が生じる場合は、事前に届出が必要となります。届出がなく、後日判明した場合は、認定の取消となる場合があります。

	必要書類
就労先が変更となった場合	新しい就労先の就労証明書
求職活動中だったが就労先が決まった場合	
仕事を辞めた場合	求職活動をする場合：誓約書 ※同一年度に1度しか利用できません 就労しない場合；退園届
出産予定の場合	母子手帳の写し
育児休業を取得する場合	就労証明書

4.保育料について

(1) 保育料の算定

- ・保育料は、お子さんの父母の市町村民税所得割合算額に応じて決定します。
4月～8月は令和7年度町民税額、9月～3月は令和8年度町民税額により算定します。
※父母の給与収入等が103万円未満の場合は、同居する祖父母等のうち主たる生計維持者の市町村民税所得割額合算額により算定します。
※保育料算定に用いる市町村民税額については、住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等の控除前の額での算定となります。
- ・1号及び2号認定のお子さんについては、平成31年4月から無償化のため「無料」となります。3号認定については、下記の表のとおりです。

九重町保育料基準額表

階層区分		3号認定 保育標準時間	3号認定 保育短時間
1	生活保護世帯	0円	0円
2-1	町民税非課税世帯	0円	0円
2-2	町民税非課税世帯	0円	0円
3-1	市町村民税所得割課税額	48,600円未満	6,000円
3-2		48,600円未満	13,000円
4-1		77,101円未満	6,000円
4-2		97,000円未満	22,000円
5		169,000円未満	33,000円
6		301,000円未満	49,000円
7		397,000円未満	60,000円
8		397,000円以上	78,000円

※○-1階層は、ひとり親世帯等の階層になります。

※年度途中で2歳（3号認定）から3歳（2号認定）になった場合でも、保育料は4月1日時点での年齢で算定となりますので、無償の対象とはなりません。

(2) 大分にこここ保育支援事業による減免

3号認定（0～2歳）で、戸籍上第2子以降の場合は国の減免を適用後、保育料は「無料」となります。

※「おおいたにこここ保育支援事業該当届出書」の提出が必要になります。また、戸籍上で第2子以降を確認する必要がありますので、戸籍が町外にある方は、戸籍謄本をあわせてご提出ください。

(3) 給食費の助成（1号認定、2号認定）

町内施設をご利用のお子さんについては、主食費及び副食費の全額を町が負担することになっています。また、町外施設をご利用のお子さんについては、主食費3,000円及び国の減免対象以外の副食費4,500円を上限とする助成を行っています。

(4) 保育料の納付方法

・町内施設：施設をとおして毎月、納付書をお配りいたします。

・町外私立保育所：郵送にて毎月、納付書をお配りいたします。

※大分銀行・大分県農協・郵便局の窓口・役場会計課の窓口・コンビニで納付できます。

※口座振替を希望される方は、健康・子育て支援課もしくは税務課窓口までお問い合わせください。(大分銀行、大分県信用組合、郵便局のみ)

・町外施設：保育料は、通われている施設に直接お支払いください。

※期限内に納付が確認できない場合、督促手数料や延滞金が発生しますので、期限内の納付をお願いします。

(5) 九重町に市町村民税等がない方

マイナンバー制度による情報連携により市町村民税情報について、所得課税証明書等の提出が不要となりました。ただし、マイナンバー（個人番号）の記入がない等、情報連携により市町村民税情報を確認できない場合は、所得課税証明書等の提出が必要となります。

※令和7年1月1日時点で、海外にお住まいの方は、年間収入申告書及び所得金額等のわかるものを提出してください。



6.町内施設で実施の延長保育制度

(1) トワイライト保育

対 象：2・3号認定で保育短時間の在園児

内 容：100円/日で保育標準時間と同様の保育時間を利用できます。

利用方法：通っている施設に「トワイライト申請書」を提出してください。

支払方法：利用した翌月に納付書を発行します。納付期限までに各こども園にてお支払いください。

(2) わんぱくクラブ（一時預かり幼稚園型）

対 象：1号認定で教育標準時間の在園児

内 容：500円/日（平日）で保育標準時間と同様の時間を利用できます。

※土曜日、春休み、夏休み、冬休み期間中は1,200円/日となります。

利用方法：事前に通っている施設に「わんぱくクラブ申請書」を提出してください。

支払方法：利用した翌月に納付書を発行します。納付期限までに各こども園にてお支払いください。

(3) 一時預かり保育（一時預かり一般型）

対 象：保育の認定を受けていない就学前の幼児

内 容：1,200円/日で最大7：30～18：30の時間帯で町内施設の利用ができます。

利用方法：役場子育て支援課窓口にて「一時預かり申込書」を提出してください。

受付後、施設と利用調整をしたのちに「承諾書」を送付いたします。

※利用するにあたって、理由や月の利用日数に制限があります。（原則月7日）

詳しくは役場子育て支援課までお問い合わせください。

支払方法：利用した翌月に納付書を発行します。納付期限までに各こども園にてお支払いください。

※トワイライト保育、わんぱくクラブ、一時預かり保育の利用料は口座振替や、コンビニでの納付はできません。

九重町内保育所等一覧

幼保連携型認定こども園

施設名	住所・電話番号	定員	保育時間	
			保育標準時間	保育短時間
九重町立 ここのえ みつばこども園	九重町大字引治 508-1 0973-73-2555	1号： 10人 2・3号：200人	7:30~18:30	8:00~16:00
九重町立 ここのえ 飯田こども園	九重町大字田野 1624-9 0973-73-3590	1号： 5人 2・3号：45人	7:30~18:30	8:00~16:00

お問い合わせ

<p>〔この案内の内容に 関する問合せ〕</p>	<p>〒879-4895 九重町大字後野上8番地の1 九重町役場 健康・子育て支援課 0973-76-3828 (直通)</p>
<p>〔書類の提出先〕</p>	<p>九重町役場1階 健康・子育て支援課</p>